

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条第3項、定款第13条第11項及び定款第18条の規定に基づき、役員、評議員、部会及び委員会の委員に対して支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬及び費用弁償を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) 部会及び委員会の委員
- (3) その他本会会長が必要と認めた者

(報酬の範囲)

第3条 役員等が本会の要務に従事する場合は、別表により報酬を支給する。

(費用弁償の範囲)

第4条 役員等が本会の職務のために市外の会議等に従事する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、本会旅費支給規程に基づき支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成21年9月1日施行の役員旅費及び報酬規程は廃止する。

別表（第3条関係）

職 名	区 分	金 額
会長の職にあるもの	月 額	60,000円
	日 額	2,000円
副会長の職にあるもの	日 額	4,000円
監事	日 額	4,500円
理事	日 額	3,000円
評議員	日 額	3,000円
部会及び委員会の委員等	日 額	3,000円
備 考 日額報酬は、理事会、評議員会、部会、委員会、監査及び会長の命をうけた会議等に出席した役員等に支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は、1のみの日額を支給する。		